

新株予約権の権利行使に関する通知

《概要》

- 新株予約権の権利行使に関する通知は、上場会社様が新株予約権の発行を決議した場合にご提出いただく書類です。当該予約権の権利行使に際し、全て自己株式を充当する場合には、権利行使に伴う新株式発行の有無を「無」としてご提出ください（毎月の上場株式数報告の対象外となります）。一部でも新株式を発行する可能性がある場合には提出不要です（提出期限後に、東証において、新株発行「有」として入力いたします）。
- 開示資料を基に東証から上場会社様に対して入力フォームを御提供しますので、上場会社様にて必要事項の入力と内容確認の後ご提出いただく書類となります。

《提出時期》

- 行使請求期間開始日の属する月の20日までに、ご登録をお願い致します。

《資料作成、提出方法》

- 東証から書類が提供されたことをお知らせするメールが届きます。
- ポータルトップ画面にあります「未提出書類」一覧から該当書類を選択し、提出を行って下さい。
- 以下の《入力要領及び留意事項》を参照の上、必要な事項を登録し、「確認」ボタンを押下して下さい。
- その後、提出画面が表示されますので、問題がなければ「登録」ボタンを押下して下さい。「書類の提出が完了しました」という表示が出れば完了となります。

《入力要領及び留意事項》

入力要領と留意事項	
連絡者の所属、役職、氏名、TEL	◆「会社基本情報」より登録していただいている株式事務担当者（または担当部署）を初期表示しています。登録内容を確認させていただく場合がありますので、内容についてご説明いただける方の所属、役職、氏名を全角文字で、電話番号を半角数字で入力してください。
権利行使に伴う新株式発行の有無	◆新株式を発行する場合は「有」を選択、全て自己株式を交付する場合は「無」を選択して下さい。
銘柄名称～権利行使期間	◆申請対象となる新株予約権の内容を確認します。

